

「学校いじめ防止基本方針」

飯塚市立若菜小学校

1 「学校のいじめ防止基本方針」の目的

学校におけるいじめを防止する取組等（未然防止・早期発見・早期対応）が組織的かつ計画的に実施されるようにする。

2 「学校のいじめ防止基本方針」の内容

（1）本校のいじめの問題に対する考え方

ア いじめ防止対策に関する基本的考え方

いじめは、人間として絶対に許されない行為である。いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。そのため、いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に生き生きと取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目的として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめをせず、いじめを看過することがないよう、いじめ防止対策実施上、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分理解できるようにしなければならない。

【いじめに対する基本姿勢】

「いじめを絶対に見逃さない」という強い意志をもつ。

「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という危機意識をもつ。

「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつ。

イ いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、対象となる個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的な部分を排除し、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

ウ 「学校いじめ防止基本方針」の内容確認

「学校いじめ基本方針」は学校のホームページやその他の方法により、保護者や地域住民がその内容を確認できるようにする。

エ いじめの「解消している」状態について

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていなければならない。

①いじめに係る行為が止んでいること。（少なくとも3か月を目安とする。）

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

（2）校内いじめ防止対策委員会

ア 構成員及び役割

組織の名称		校内いじめ防止対策委員会		
組織の構成員	教職員	職名等	分掌等	校内での役職等
		校長	—	—
		教頭	—	—
		主幹教諭	教務部	教務主任・教育相談
		教諭	生徒指導部	生徒指導担当
		教諭または講師	生徒指導部	特別支援教育 CO 教育相談
	外部専門家	養護教諭	体力向上部	教育相談
		スクールカウンセラー	穂波西中配置	必要に応じ、対策委員会へ参加
		学校医	—	—
		少年サポートセンター	—	—

イ 校内組織の役割

- ・いじめに関する情報の収集及び共有
- ・いじめ事実の確認
- ・当該児童への指導、当該保護者への対応
- ・関係児童所属学級への指導体制の強化、支援
- ・外部組織への協力要請、及び警察（児童サポートセンター）への通報
- ・いじめ防止及び早期発見のためのアンケート調査の実施と結果分析

（３）関係機関との連携

- ・飯塚市教育委員会 ・警察（少年サポートセンター） ・学校警察連絡協議会

（４）報告体制

- ・いじめと見られる行為を認めたときは、当該教職員が学校長（教頭）に報告し、速やかにいじめられた児童、関係児童・集団の話を訊けるような体制をとる。
- ・いじめられた児童及び関係児童の安全を確保する。
- ・校内いじめ防止対策委員会での確認を下に職員会議を開催し、学校全体で情報の共有化を図り、必要な組織体制をとり、指導にあたる。
- ・当該保護者に連絡し、家庭訪問や学校で話し合いを通して、事態の収拾に努める。

（５）いじめ問題に関する職員研修

- ・学校基本方針及びいじめについての適切な認識の共通理解を図る研修会の実施
- ・いじめの問題に関する教職員の指導力の向上（教職員の資質向上）を図る研修会の実施
（「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用した研修会・専門家を招聘した研修会など）

（６）いじめ問題への対応（いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処への取組）

ア いじめの未然防止の取組

- ・人権教育（道徳教育）を推進し、日頃よりいじめを許さない学級づくり・集団づくりに努める。
- ・いじめは人権侵害であるということを、教職員全体で共有し、指導にあたる。
- ・学校生活全体を通して児童の社会性やコミュニケーション能力を育成する。
- ・自己有用感や自己肯定感を育成する積極的生徒指導に努める。
- ・いじめ「しない させない ゆるさない」宣言を用いた授業を行い、学校からいじめをなくしていくという意識を育成する。
- ・家庭・地域との連携を図る。

イ いじめの早期発見の取組

- ・「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックポイント」や「ダイジェスト版」等を活用した早期発見の取組の実施
- ・いじめに特化した無記名アンケートの学期１回の実施
- ・月２回の木曜日、「友だちアンケート」（記名式）の実施
- ・教育相談週間の設定（学校生活アンケートに基づく対象児童生徒への個人面談）
- ・相談ポストの設置及び活用
- ・家庭用チェックリスト」や「家庭向けリーフレット」等を活用し家庭と連携した早期発見の取組の実施

ウ いじめの早期対応の取組（いじめ問題への対応の手順参照）

（１）組織的な早期対応・継続的指導の徹底（いじめに対する基本姿勢）

いじめの兆候を発見した場合、校内いじめ対策委員会（心力向上委員会）等を中核として組織的に対応することとし、いじめられている児童の立場に立って心情を理解するとともに、当事者だけでなく、その友人関係からも情報収集等を通じた事実関係の把握を迅速かつ行う。そして、いじめられている児童を最後まで守り抜く姿勢を持ちながら、いじめを絶対に許さず、その解消に全力を挙げ、いじめが完全になくなるまで注意深く徹底的に指導していく。

また、いじめた児童に対しては、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないように一定の教育的配慮の下、いじめは人格を傷付け、生命、身体又は財産を脅かす行為であることに気づかせ、他人の痛みを理解できるように指導する。

さらに、いじめ問題と確認した場合、事実関係を明確にした上で、その原因を究明するとともに、関係者の日頃の指導の在り方等についても反省すべき点を明らかにして、全教職員の共通理解を深めるとともに、早急に指導方法等の改善に努める。

（２）いじめられている児童への支援

- ①いじめの事実関係の把握
- ②いじめられて」いる児童の安全確保と全面的な支援【心のケア】
- ③校長、関係職員及び保護者への報告と対応の確認
- ④保護者や関係機関等との連携といじめられている児童への支援体制の整備

（３）いじめている児童への指導

- ①いじめの事実と経緯の確認
 - ②校長、関係職員及び保護者への報告
 - ③いじめの態様等に応じた指導の徹底
 - ④規範意識の育成と人間関係づくりの改善
- (4) まわりの児童への対応
- ①事実関係の確認と当事者意識の高揚
 - ②人間関係形成能力を高める人権教育・道徳・特別活動等の実践
 - ③自己存在感を実現できる学級づくり・授業づくりの推進
- (5) 保護者との連携
- ①いじめられた児童の保護者には、事実関係と今後の対応を正確に伝え、保護者に不安感や不信感を抱かせることがないように十分配慮し、問題の解決に向けて理解と協力を得る。
 - ②いじめた児童の保護者とは、受容的・共感的な態度で接し信頼関係を築き、いじめ問題の解決のために共通理解や協働意識を共有していく。

エ 重大事態への対処

- (1) いじめ防止対策推進法における「重大事態」とは
いじめ防止対策推進法第二十八条で、次の場合を重大事態として、「学校の設置者又はその設置する学校は、その事態に対処し、速やかに、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。」と規定されている。
- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ①「心身又は財産に重大な被害が生じた」とは、次のようなケースがそれに当たると判断する。
 - ・児童が自殺により一命を落とした場合および自殺を図った場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・金品を要求されるなど、身体以外に重大な被害を被った場合
 - ②「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校の設置者または学校の判断により、迅速に調査に着手する。
 - ③児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- (2) 重大事態発生時の対応
直ちに、飯塚市教育委員会を通して飯塚市長へ事態発生について報告する。その後、福岡県教育委員会の「いじめ防止対策基本方針」に従い、調査及び対応を行う。

(7) ネット上のいじめの対応

- ・情報モラル教育の実施
- ・保護者と学ぶ規範意識育成事業の実施

(8) 教育相談体制

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携
- ・子どもホットライン24などの相談窓口の周知

(9) 保護者・地域等への働きかけ

- ・PTAの各種会議や保護者会・家庭訪問等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、学校、学年及び学級通信を通して協力を呼びかけたりして、保護者との連携を推進する。
- ・電話・家庭訪問・通信等を通して保護者との連携を密にして保護者からの相談を受けたり情報を提供したりしやすい雰囲気づくりに努め、いじめ防止教育に関する指導に対しての理解・協力を図る。
- ・いじめ防止対策基本方針をホームページまたは学校からの通信で公開することで、地域住民も巻き込んで、地域ぐるみの防止対策を推進する。

(10) 取組状況の評価

- ・各学期の取組を評価・分析

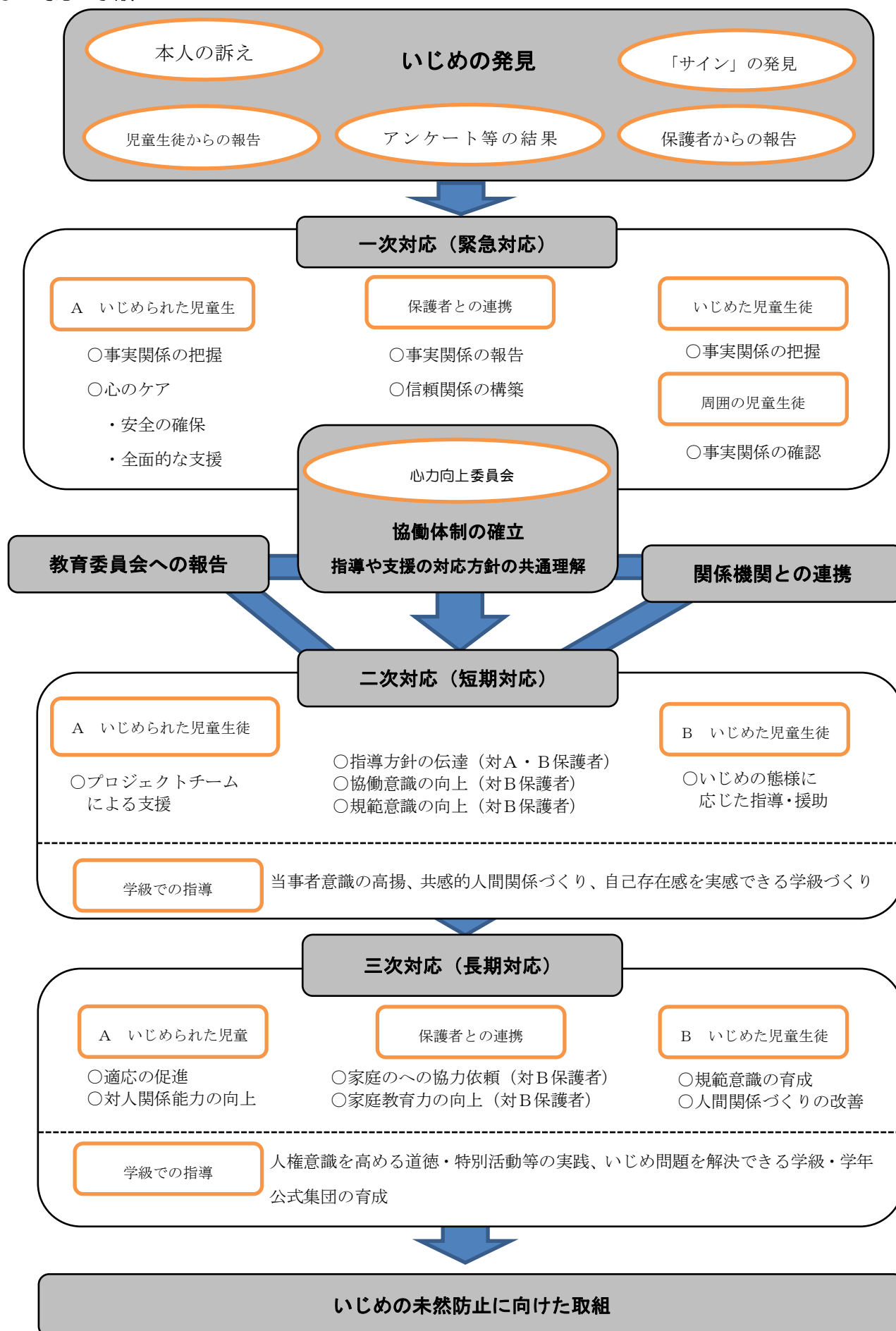
(11) 学校評価・教員評価

- ・アンケート等による学校評価

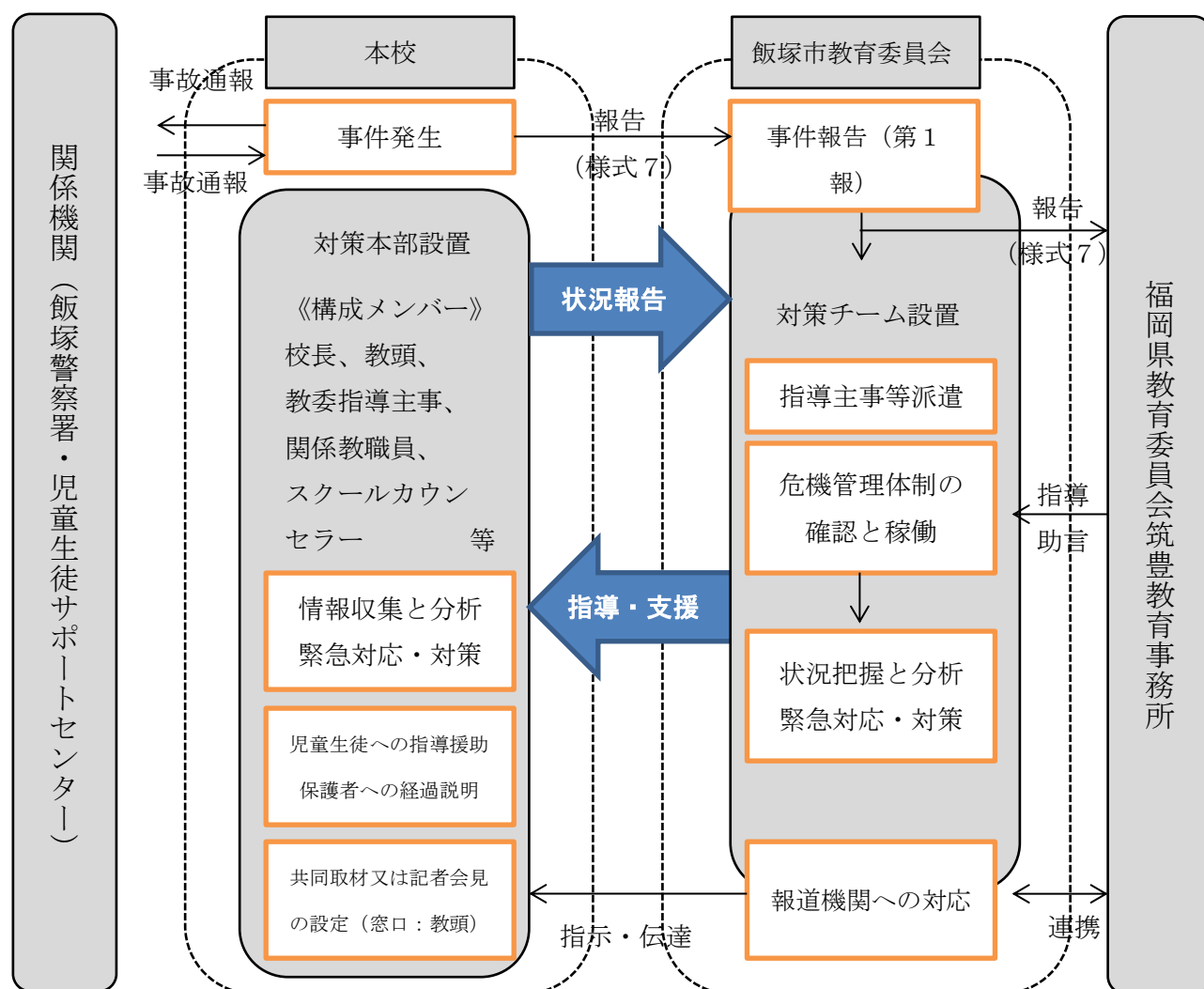
○ 年間活動計画

月	早期発見・早期対応の取組（●常設） （★週1回）（◇月2回）（◆学期1回）	学校の組織的指導体制の整備 （＊月一回）	いじめに対応する教育活動 の推進（●年間）	評価・分析 の取組
4月	・「いじめの定義」と「報告の在り方」の 児童生徒への周知 ★「友だちアンケート」 ●相談ポスト	＊生徒指導部 ・「いじめの定義」と「報告の在り 方」の職員研 ・児童生徒理解のための職員会議	●いじめを生まない教育活 動の推進 ・「いじめ早期発見リーフレ ット」配布 ・「いじめをしない、させな い、ゆるさない」宣言の確認	
5月	★「友だちアンケート」 ※アンケートをもとにした個人面談	＊生徒指導部	・家庭訪問による保護者から の情報収集。	
6月	★「友だちアンケート」 ※アンケートをもとにした個人面談	＊生徒指導部		
7月	★「友だちアンケート」 ※アンケートをもとにした個人面談 ◆1学期の「いじめアンケート」	＊生徒指導部 ・児童生徒理解のための職員会議	地域・保護者への啓発活動 （地域懇談会）	・1学期の 取組を評 価・分析
8月		・SC等の専門家を招聘した研修 ・特別支援教育の視点にたつ児童 生徒理解の研修会		
9月	★「友だちアンケート」 ※アンケートをもとにした個人面談	＊生徒指導部	・「いじめをしない、させな い、ゆるさない」宣言の確 認	
10月	★「友だちアンケート」 ※アンケートをもとにした個人面談	＊生徒指導部	・保護者への「いじめアンケ ート」の実施	
11月	★「友だちアンケート」 ※アンケートをもとにした個人面談	＊生徒指導部	・いじめを含めた人権学習	
12月	★「友だちアンケート」 ※アンケートをもとにした個人面談 ◆2学期の「いじめアンケート」	＊生徒指導部	・個人懇談会による保護者か らの情報収集。	・2学期の 取組を評 価・分析
1月	★「友だちアンケート」 ※アンケートをもとにした個人面談	＊生徒指導部	・「いじめをしない、させな い、ゆるさない」宣言の 確認	
2月	★「友だちアンケート」 ※アンケートをもとにした個人面談	＊生徒指導部		
3月	★「友だちアンケート」 ※アンケートをもとにした個人面談 ◆3学期の「いじめアンケート」	＊生徒指導部		・年間の取 組を評価・ 分析

○ 対応の手順



・ 重大事案における危機管理マニュアル



重大事案の場合は、事件・事故発生後、速やかに飯塚市教育委員会に電話等で速報する。紙面については、「生徒指導上の諸問題に関する調査」(月例報告)の様式7で連絡する。